

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、家計が急変し修学の継続が困難となった方を対象に支援を行う
武庫川学院緊急学費減免制度、特別給付奨学金

対象要件

- 本学の大学・短期大学部の学生、大学院生（外国人留学生を除く）
ただし、大学・短期大学部の学生においては、「国の修学支援新制度」を利用、申請していない者
- 主たる家計支持者の2020年所得もしくは2021年の所得見込が次の金額内であること
給与所得者の場合は概ね800万円以下、給与所得以外の所得者の場合は概ね350万円以下であること。

主たる家計支持者の ①**2020年所得が2019年所得より減収**
②**2021年所得見込み**（2021年1月～6月のいずれか4か月分の所得合計を3倍する）が、
2020年もしくは2019年所得より**減収**

比較して**1/2以上減収**している場合



**新型コロナウイルス感染症に係る
「武庫川学院緊急学費減免制度」**

給付額：後期授業料の半額
（奨学金として給付します）

比較して**1/4以上減収**している場合



学院教職員有志による特別給付奨学金

給付額：後期授業料の40%相当額または10万円

出願期間：2021年7月12日（月）～7月30日（金）

詳細は募集要項でご確認ください

問合せ先 / 学生課 奨学金受付 0798-45-3603